

# 運転者選任規則

## 【福祉有償運送サービスの選考要件】

福祉有償運送の運転者は「センター」の常勤職員、又は、専属ヘルパーであり、運転歴5年以上かつ過去2年間に運転免許証停止処分を受けていない者で役員から推薦を受けた者の中、又はガイドヘルパーではなく、理事長推薦のある者から運転者としての資格を有する者（イ及びハ若しくはニ、ロ及びハ若しくは二）とします。

- イ) 普通2種免許を所持する者
- ロ) 普通1種免許を持ち、国土交通大臣の認める福祉有償運転者講習会を受講した者
- ハ) 厚生労働大臣の認めた福祉資格を所持する者
- 二) 国土交通大臣の認めたセダン等講習会を受講した者

選任された方は次の書類を事務所に提出してください。

- ① 運転免許証の写し
- ② 車検証の写し（免許証と名義人若しくは、使用人の住所が一致している）
- ③ 福祉資格証の写し  
（介護福祉士、ホームヘルパー、ガイドヘルパー）
- ④ 福祉有償運転者講習会の修了証の写し（1種免許の方）
- ⑤ 自動車任意保険の写し【対人8,000万円以上 対物200万円以上】  
（保険証券だけではなく、補償内容の面も必要）
- ⑥ 福祉有償運送に係る自家用自動車使用に関する契約書（参考様式第又号）
- ⑦ 宣誓書（過去2年間以内に運転免許停止処分を受けていない旨）

提出された書類を基に申請し、許可が下りれば運転者登録の完了です。

登録完了時に事務所から受け取る物

- ① 福祉有償運送登録証の写し
- ② 運転者証
- ③ 乗務記録
- ④ 運転者マニュアル
- ⑤ 日常点検整備表
- ⑥ 車両ステッカー
- ⑦ 運賃表
- ⑧ アルコール検知器

以上のモノを受取り、運行中は常に携帯管理してください。